

「健康とくしま運動応援ロゴマーク」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「健康とくしま運動応援ロゴマーク」(以下「ロゴ」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴの使用目的)

第2条 ロゴは、県民総ぐるみによる健康づくりである「健康とくしま運動」を推進するために制作したものであり、この制作趣旨に沿い、県民の健康づくりを推進することを目的に使用するものとする。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ「健康とくしま運動応援ロゴマーク使用承認申請書」(様式第1号)を、みんなでつくろう!健康とくしま県民会議(以下「県民会議」という。)の事務局である健康増進課または管轄の保健所(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会(以下「県知事部局等」という。)並びに県民会議の構成団体が、印刷物または開設するホームページ等に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- 2 管理者は、前項の承認をするときは、「健康とくしま運動応援ロゴマーク使用承認通知書」(様式第2号)をもって行うものとする。
- 3 第1項第1号によりロゴを使用した者は、速やかに「健康とくしま運動応援ロゴマーク使用報告書」(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条の規定による使用承認の申請があったときは、その申請内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認しなければならない。

- (1) 第2条に定める使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) ロゴを正しい使用方法にしたがって使用しないおそれがあるとき。
- (3) ロゴを変更または改変するとき。ただし、事前に県に協議し、承認を得たものは除く。
- (4) ロゴの使用物が販売目的であるとき。

(使用承認内容の変更)

第5条 第3条の規定による使用承認を受けた後、使用内容を変更しようとするときは、速やかに「健康とくしま運動応援ロゴマーク使用内容変更承認申請書」(様式第4号)を当該使用承認を行った管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴは承認された用途のみに使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認の取り消し)

第7条 管理者は、ロゴの使用がこの要綱または承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用取り扱いについて必要な事項は、県民会議において別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月27日から施行する。